

会 員 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本殉職船員顕彰会（以下「この法人」という。）の定款第53条（会員）の規定に基づき、会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によって、この法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第53条（会員）に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は会社及び団体
- (2) 協賛会員 この法人の事業に協賛して入会した個人

(入会手続)

第3条 会員になろうとする個人又は会社及び団体は、この法人所定の会員届を提出しなければならない。

2 入会の可否は、会長が決定する。

(理事会への報告)

第4条 会長は、理事会に会員等の状況を報告しなければならない。

(会 費)

第5条 会費は、次に掲げるところによる。

(1) 会費は、会員の種別に応じて、次の区分による。

- ① 賛助会員 イ 会社及び団体にあつては、年間1口 10万円とする。
ロ 個人にあつては、年間1口 1万円とする。
- ② 協賛会員 年間1口 3,000円とする。

(2) 前(1)号①イの賛助会費に準賛助会員を置くことができる。

準賛助会員の会費は、年間1口 5万円とする。

2 会員は、希望する口数の年会費をこの法人の所定の方法により納入しなければならない。

3 会費（賛助会費及び協賛会費は、事業年度の年初（4月）に1年分を一括

納入するものとする。

4 年度の途中で入会した場合の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 賛助会費は、半年分を単位に分割納入することができる。
- (2) 協賛会費の分割納入は適用せず、入会時に次年度の扱いを決める。

(会費等の使途)

第6条 前条の会費は、その50%以上を公益目的事業費に、他は管理費に使用することができる。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。

2 会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が発行する刊行物を無料で配布を受けること。
- (2) この法人が主催する諸行事に参加すること。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規則は、公益財団法人日本殉職船員顕彰会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則 この規則は、平成24年3月1日から施行する。（平成24年3月1日理事会決議）

附 則 この規則は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。（平成 24 年 6 月 15 日評議員会決議）